

新会社法対応版 決算書マスタ登録の設定方法について

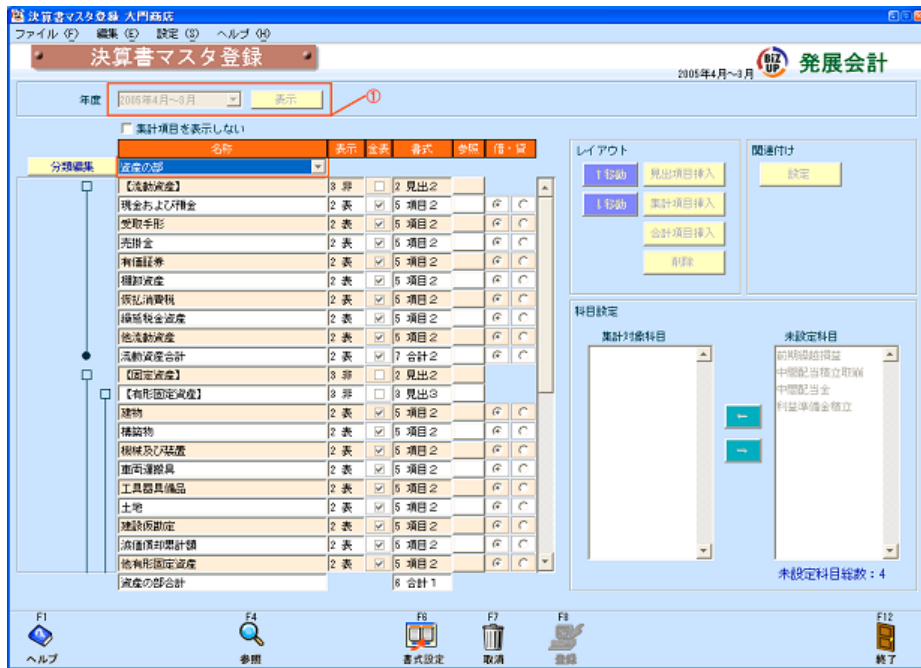
ここでは、新会社法に伴う決算書マスタ登録の設定方法について説明します。

決算書マスタ登録

決算書が新会計基準に対応したレイアウトにするためには、「決算書マスタ登録」で登録を行う必要があります。このとき各科目が新しいレイアウトに自動的に関連付けられますが、正しく関連付けのできない科目もあるので変更していただく必要があります。

「繰越利益」科目の設定を変更する。

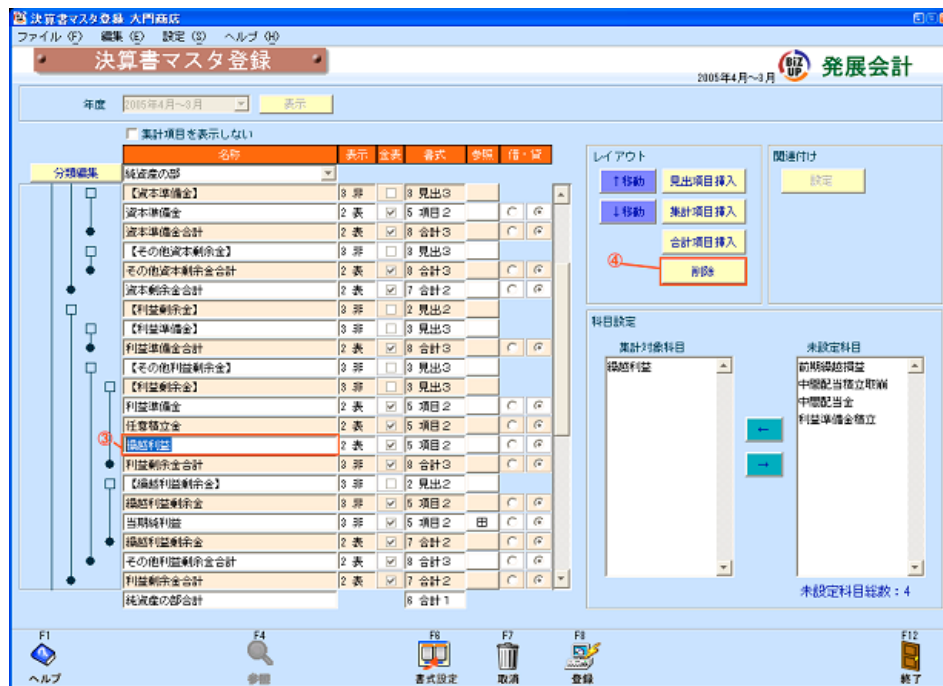
1. 「決算書マスタ登録」画面を起動し、当該年度を選択し「表示」ボタンを押すと、下記のような画面が表示されます。(図1)



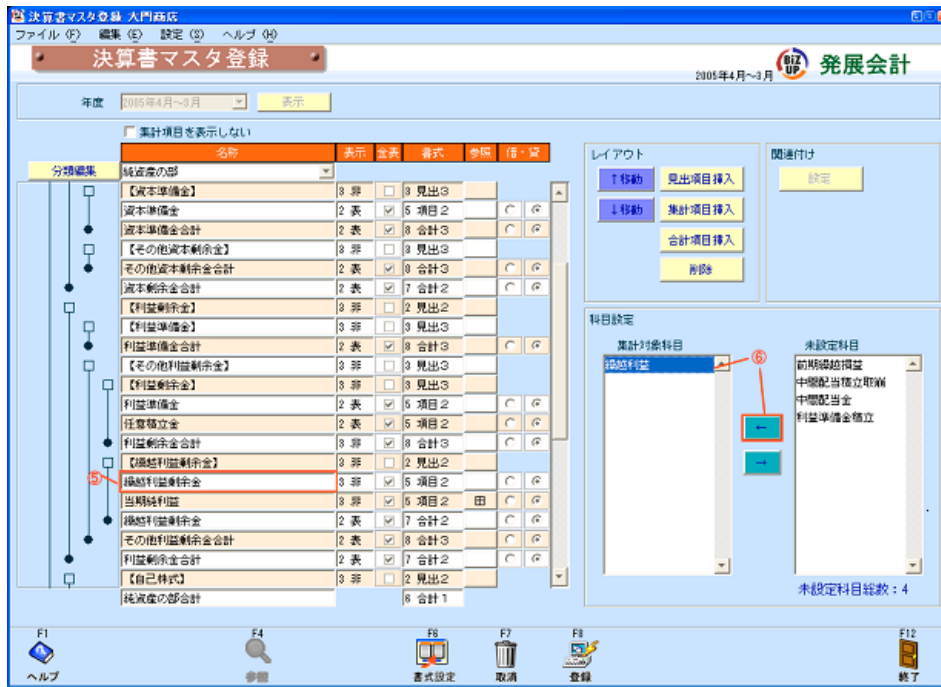
2. 大分類を「純資産の部」で選択して、エンターキーを押します。(図2)



3. 図3の「利益剰余金」見出し項目配下の、「繰越利益」集計項目を削除します。



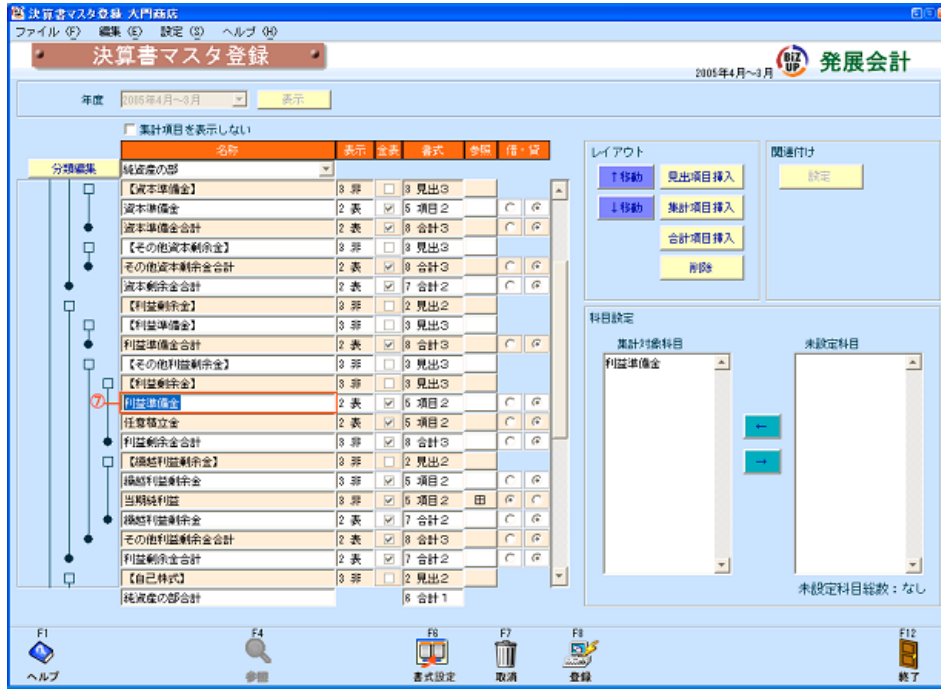
4. 「繰越利益剰余金」見出し項目配下の、「繰越利益剰余金」集計項目に、「繰越利益」科目を関連付けます。(図5、6)



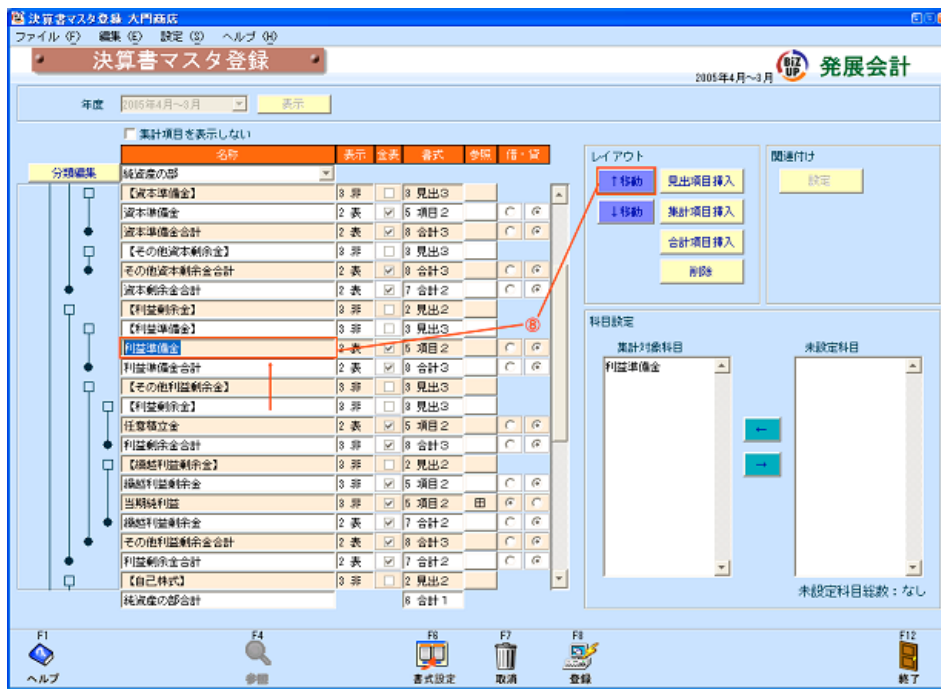
5. 関連付けが完了したら、登録します。

その他、損益計算書の「当期純利益」以降にあった科目は未設定科目にリストアップされています。これらの科目も同様に、「繰越利益剰余金」集計項目に関連付けてください。

6. 「利益剰余金」見出し項目配下の、「利益準備金」項目にカーソルを合わせます。



7. 移動により、利益準備金の配下に移動させます。



8. 関連付けが完了したら、登録します。